

あきたクリーンパートナー登録制度実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、環境美化活動（地域の清掃活動、草刈り及び花の植栽活動）に取り組んでいる住民団体、町内会、学校、企業等（以下「団体等」という。）の登録等に関し必要な事項を定め、団体等の活動を支援することにより、県民の環境美化活動への参加を促進し、散乱ごみのない美しい県土の実現を目指すことにより、散乱ごみによる海岸漂着等の発生抑制を目的とする。

(登録要件)

第2 知事は、秋田県内で環境美化活動に取り組んでおり、構成員が5人以上である団体等をあきたクリーンパートナーとして、団体名その他必要な事項をあきたクリーンパートナー登録簿に登録するものとする。

(登録申請)

第3 登録を受けようとする団体等は、様式第1号による申請書により申請するものとする。

(活動実績等の報告)

第4 登録を受けた団体等（以下「登録団体」という。）は、活動実績を様式第2号による活動報告書により、毎年12月末までに知事に提出するものとする。

(登録の辞退)

第5 登録団体が登録を辞退しようとするときは、様式第3号による登録辞退届を知事に提出するものとする。

(登録の取消等)

第6 知事は、第4の規定による活動報告書の提出を行わない登録団体に対して毎年1月に登録を継続する意思を有するかを確認し、登録団体が当該意思を有しない場合若しくは知事が設定した期日までに当該確認に対する回答を登録団体が行わない場合又は登録団体に対して当該確認を行うことができない場合は、当該登録団体に係る登録を取り消すことができる。

(登録団体への支援)

第7 知事は、登録団体の活動内容を県のホームページ「美の国あきたネット」等に掲載し紹介するなど登録団体の活動を支援する。

(変更登録申請)

第8 登録内容に変更があった団体等は、様式第4号による変更届出書を知事に提出するものとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月27日から施行する。

この要綱は、平成21年5月15日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年11月6日から施行する。

この要綱は、令和4年3月11日から施行する。